

【公開版】

資料

濃縮・埋設事業所 ウラン濃縮加工施設

「重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更」に係る
保安規定変更認可申請について

2023年8月9日



日本原燃株式会社

目次



1. 保安規定変更の経緯
2. 資機材一覧表に係る規定の変更
3. 保安規定の変更箇所

1. 保安規定変更の経緯



(1) 法改正による受動形個人線量計の導入

- 「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部改正（2023年10月1日施行）に伴い、線量測定信頼性確保が追加された。
- 法改正への対応が示されているガイド*1を踏まえ、JAB認定事業者*2から調達する受動形個人線量計を使用し、同事業者へ測定を委託することで信頼性を確保することとした。
- 現在、外部被ばく評価の個人線量計として警報付電子線量計を使用しているため、受動形個人線量計を導入し、警報付電子線量計は日々の線量管理等の作業管理用として併用する運用に変更する。
- また、重大事故に至るおそれがある事故への対処においても受動形個人線量計を使用する。

*1：「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（原子力規制委員会決定）

*2：「公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）に認定された測定サービス事業者」

1. 保安規定変更の経緯

(2) 資機材に係る規定

- 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等については、下表のとおり、保安規定第21条の4に基づき、添付2「1.3資機材の配備」に資機材を配備すること（以下「資機材配備の規定」という）、「表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等」（以下、「資機材一覧表」という）に個々の資機材の保有数、保管場所等を規定している。

関係条文	規定内容
重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備（第21条の4）	<u>資機材の配備を含む文書の策定</u> を規定
資機材配備の規定（添付2「1.3資機材の配備」）	<u>資機材を配備し、維持管理</u> することを規定
資機材一覧表（添付2「表-1重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等」）	<u>具体的な資機材名称、保有数、保管場所、点検頻度、点検内容</u> を規定

(3) 保安規定への影響

- 重大事故に至るおそれがある事故への対処においても受動形個人線量計を使用するため、資機材一覧表への追加が必要となる。
- このため、保安規定の規定事項のあり方を踏まえ、資機材一覧表に係る規定を変更することとした。
- なお、JAB認定事業者から調達した受動形個人線量計を使用するため、保安規定第6条7.4調達にて管理することから、保安規定第66条の放射線測定器類の管理に係る変更は不要である。

2. 資機材一覧表に係る規定の変更

(1) 資機材一覧表に係る規定事項のあり方

- 新検査制度における保安規定の規定事項のあり方は、以下のとおりである。
- 新検査制度の保安規定変更認可申請時に保安規定の施設管理に基づき点検頻度等を保安規定の下位文書で管理する変更を行っている。

【新検査制度における保安規定の規定事項のあり方】

- ①基本的な事項（誰が何を遵守するか）は、保安規定に規定。
- ②具体的な事項（どのように遵守するか）は、保安規定に基づく下位文書に定める。

(2) 今回の保安規定変更認可申請における対応

- 資機材一覧表は、基本的な事項である資機材配備の規定に対する具体的な事項であるため、保安規定の下位文書にて管理すべき内容である。
- このため、資機材配備の規定において、主要な資機材を記載する変更を行うとともに、資機材一覧表を削除する。
- 今回、資機材として追加する受動形個人線量計については、保安規定に基づく下位文書（加工施設 異常事象対策要領）において、以下のとおり管理する。

資機材等		保有数	保管場所	点検頻度	点検内容
現場対処用資機材・装備品	個人用外部被ばく線量測定器(APD)	126台	事務所、工場、工場構内	1回/年	外観、員数、機能
	個人用外部被ばく線量測定器(GB等)	63個	個人配付	交換の都度 女子:1回/月 男子:1回/3月	外観、員数

3. 保安規定の変更箇所

変更前

添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準(第21条の4関連)

(略)

1.3 資機材の配備

各課長は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。

また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。

なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。

(略)

図表一覧

図-1 非常時対策組織(実施組織)の役割分担と要員数

図-2 保安上必要な通路

表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等

表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等

資機材等		保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容
通信連絡設備	ページング装置	99台	事務所、工場、工場構内	1回/年	外観、機能
	以下、記載省略				

※1:保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。

※2:廃棄物埋設施設と一部を共用する。

変更後

添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準(第21条の4関連)

(略)

1.3 資機材の配備

各課長は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、貯水槽等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。

また、資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。

なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。

(略)

図表一覧

図-1 非常時対策組織(実施組織)の役割分担と要員数

図-2 保安上必要な通路

(削除)

(削除)

注:斜体部分の記載は、本資料では省略している。